

議事に関するご質問・回答(資料3)

■第5期草津市障害福祉計画・第1期草津市障害児福祉計画の事業実績について

成果目標の進捗状況	ご質問	回答
1.施設入所者の地域生活への移行	グループホームは少しずつ増加しているが、実際必要としている利用者さんが入れるグループホームが少ない。(強度行動障害者等)	<p>・生活介護事業所については、第2次草津市障害者計画の重点的取組として生活介護のサービス量の確保を掲げており、湖南地域障害児・者サービス調整会議の進路部会等において、学校・障害福祉サービス事業所・行政・関係機関で協議を行い、生活介護事業所への通所予定人数事業所側の受入体制等を把握しており、年々状況は厳しくなっていることも認識しております。</p> <p>そのため、市独自事業として、生活介護事業所を始めとする障害福祉サービス事業所の新規整備や増設に対する施設整備補助制度を設け、施設の整備促進を行うことで事業者への新たな事業展開の働きかけを行っているところであります。</p> <p>・グループホームについても、第2次草津市障害者計画の重点的取組としてグループホームの整備や定員増等の促進を掲げ、市独自でグループホームに特化した施設整備補助制度を設け、整備促進を図っているところであり、昨年度、市内に3棟のグループホームが整備されました。今後も引き続き整備促進を行うことで事業者への新たな事業展開の働きかけを行います。</p>
2.精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障害者の方に特化したグループホームが少ない。知的や身体の方との同居が難しいケースが多い。	
3.地域生活支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の「親亡き後」のグループホームなどの施設が少ない。 ・重度化しているため「生活介護事業所」施設が少ない。 ・生まれ育った地域、家族との近隣での生活、本人さんたちにとっても家族にとってもより安心できるような共同生活の場の充実が求められる。 	
6.日常生活を支えるサービスの確保等	<ul style="list-style-type: none"> ・生活介護事業所・グループホームが足りていない。 ・行動障害のある方も過ごしやすい生活介護事業所の数を増やしていただくことと、現在ある事業所の質的な改善をお願いします。 	
各障害福祉サービスの進捗状況(1)自立支援給付		
ア.訪問系サービス	全体及び居宅介護において、毎年、達成率が100%を超えるだけでなく、その超え方(%)も増大し、目標値との乖離がみられます。今後、目標値の設定を再考する必要はありませんか？	
イ.日中活動系サービス	就労移行支援の達成率が年々低下しています。今後の目標値の設定や支援の実施についてどのようにお考えでしょうか？	
各障害福祉サービスの進捗状況(2)地域生活支援事業		
ア.理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業	自発的活動支援事業の達成率が常に100%に達しない理由をどのようにお考えでしょうか？また、今後の目標値や対応をどうするおつもりでしょうか？	当該事業については、計画当初、既存8団体と新規1団体を見込んでおりましたが、新たに補助金交付の対象となる団体からの申請がなかったため100%に至らなかったと考えます。今後は、他市町等の事例を参考にしながら、対応について研究してまいります。
イ.相談支援事業	障害者相談支援事業の相談件数の達成率が常に100%を下回っています。今後の目標値設定や対応はどうされるのでしょうか？	サービス利用者御本人様がセルフプランを希望されている場合がありますため、100%にすることが絶対的な目標ではありません。セルフプランで提出される方についても、当課や障害者福祉センターが一般相談として支援ができる体制を整えています。今後も、、相談支援を希望されている方が必要なサービスを受けていただけるよう、引き続き指定特定相談事業所の開設を考えている法人等に情報提供を丁寧に行うなどの対応を行ってまいります。

議事に関するご質問・回答(資料3)

■第5期草津市障害福祉計画・第1期草津市障害児福祉計画の事業実績について

各障害福祉サービスの進捗状況 児童福祉法によるサービス		
(6)障害児相談支援	障害児計画相談についても、発達支援センター以外相談事業所の相談員を選べるようにしてください。結局、18歳で移行するので相談事業所はずっと同じ人でと望む親も多いのではないのでしょうか。	障害児相談支援事業所については、空き状況等を確認して発達支援センター以外の事業所と契約していただくことも可能で、学校卒業後の計画相談支援も実施されていることから、引き続き、サービスの申請時に事業所の情報提供をさせていただきます。
各障害福祉サービスの進捗状況 法定外のサービス		
(1)社会的事業所・滋賀型地域活動支援センター・生活ホーム	滋賀型地域活動支援センターの達成率が平成28年度以降低迷していますが、今後の新たな対応策を考えていただけるのでしょうか？	滋賀型地域活動支援センターは滋賀県独自の事業であり、県と市町が補助を行っております。また、こちらのセンターには障害者総合支援法に基づくサービスの利用が困難である方で、難病関者や薬物依存症、引きこもりの方を対象としているため、目標値としている通所の最大日数(土日祝を除く)は、利用者の方の体調面などもあり、100%達成は難しいものとなっているため、引き続き、県と市町で補助を行い、対象の方が日中過ごせる場を提供し続けることが重要であると考えております。